

埼玉県国民健康保険運営方針について

1. 運営方針策定の経緯

市町村国保のぜい弱な財政基盤、市町村規模の格差など構造的な問題を解決するため、国民健康保険を都道府県単位化（広域化）し、都道府県が新たに財政運営の主体となり、市町村は都道府県へ財源となる国保事業費納付金を納め、引き続き資格管理や保険給付、保健事業の実施や保険税収納等を行うこととする国による制度改革が平成30年度に行われました。

この制度改革に伴い、県と市町村が共通認識の下、国民健康保険の安定的な運営を図ることを目的に運営方針を策定するものとされました。（国民健康保険法第82条の2）

運営方針には、国民健康保険運営費用や財政の見通し、国保事業費納付金、標準保険税率の算定方法、取り組むべき事業等が記載され、運営方針に則り、県内すべての市町村が国保運営を行っています。

第1期運営方針（平成30年度～令和2年度）

第2期運営方針（令和3年度～令和5年度）

第3期運営方針（令和6年度～令和11年度）

2. 運営方針での課題

・赤字削減・解消の取組

国民健康保険は、広域化前は市町村単体でその財政運営を行っていました。国民健康保険の被保険者は一般的に低所得者や高齢者が多い構成となっており、また病気などで会社を辞め国保へ加入するケースも多々あるため、高額な医療費がかかり、本来被保険者に納めていただく保険税と国・県からの交付金等で賄うべき財源では賄いきれず、市町村の一般財源からの法定外繰入を行い、赤字補填をしている状況が全国的にありました。

国民健康保険は特別会計のため、法律に定められていない繰り入れは、認められていません。また、一般財源を使うということは、国保に加入していない市民の方に納めていただいた市税を国保のために使うことになります。本来別の事業のために使われるべき財源であることから、全国的な問題となっており、国保の広域化はこのような状況を改善することが大きな課題でありました。

運営方針では、この赤字を削減するために市町村は赤字要因を分析し、赤字解消計画を定め、収納率の向上や適正な保険税率の設定、医療費適正化の

取組等による保険給付費の抑制を図り、赤字削減に取り組むよう記載されています。

・保険税水準の統一

保険税水準の統一とは、原則として、県内のどこに住んでいても同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となり、被保険者間の公平性が確保されるものです。（75歳以上の後期高齢者医療制度ではこのようになっています。）

保険税水準の統一は、県内の保険給付の負担を全市町村で支え合うため、小規模な市町村で高額な医療費が発生した場合に保険税を急激に上げて対応する必要がなく、財政の安定化につながると言われており、第1期運営方針から将来の目指すべき課題として示されています。

第2期運営方針では、保険税水準の統一（完全統一）に向け3段階に分けて進めていくととされ、令和6年度に納付金ベースの統一、令和9年度に収納率格差以外の統一（準統一）、完全統一は収納率格差が一定程度まで縮小された時点、と定められました。

納付金ベースの統一（令和6年度～）

⇒市町村ごとの国保事業費納付金の算定を統一基準で行うこと。医療費水準の市町村格差を反映しないほか、都道府県向けの公費を市町村単位ではなく県単位で算定します。平成30年度の広域化にあたり、国からの激変緩和措置のための公費が令和5年度で終了するため、埼玉県では令和6年度から納付金ベースの統一を行うこととしました。

準統一（令和9年度～）

⇒標準保険税率の算定にあたり、収納率格差以外の各項目の取扱いを統一すること。賦課方式は2方式（所得割・均等割）。

完全統一

⇒平成30年度決算で最大12ポイントあった収納率格差が一定程度まで縮小された時点で、収納率格差を反映させない完全統一を実現する。

3. 第3期運営方針(令和6年度～令和11年度)について

令和5年12月に策定された第3期運営方針では、保険税水準の統一に向け、より具体的な記載がされています。

準統一（令和9年度～）

⇒2方式による賦課方式とするほか、県が提示する市町村標準保険税率どおりに税率を設定することとされました。市町村保険税率と実際の税率に乖離が生じている市町村は、準統一に向けて段階的に税率改正を行うこととされています。（★本庄市国保運協で検討すべき課題）

赤字についても、準統一の目標年度の前年度である令和8年度までに解消することとされました。

完全統一（令和12年度～）

⇒これまでの市町村における収納率の推移や過年度収納額の状況を踏まえ、令和12年度の実現を目指すこととされました。

本庄市国民健康保険税改定の経緯について

1. 過去の国民健康保険税の改定

本庄市国保は、平成19年から平成22年度において、歳入不足のため一般会計から19億6500万円に上る多額の法定外繰入金を繰入れ、財政均衡を保っている状況がありました。財政健全化のため、平成22年に市長から運営協議会に諮問があり、平成23年度から5年間で3回に分けて保険税改定を実施することになりました。

平成23年度・平成25年度に税率改正を行い、平成26年度に第3回目の税率改正が行われる予定でしたが、運営協議会で検討したところ、平成30年度に行われる国保制度改革の内容を踏まえた税率改正を実施することが望ましいとの結論に至りました。

そのため、平成26年度の税率改正は行わず、平成30年度の国保の広域化に合わせて見直すこととしました。

2. 平成30年度の国保広域化に合わせた改正について

平成29年2月に市長から再度諮問があり、広域化に合わせた保険税の適正化について、運営協議会で協議を行いました。

平成30年度からの国保の広域化では、埼玉県が市町村から国保事業費納付金を集め市町村の医療費の支払いに充てることとされたため、市町村は埼玉県から提示される国保事業費納付金額を賄うことのできる保険税率を定める必要があります。保険税の賦課方式は2方式が標準とされてはいましたが、2方式への目標年度の定めはありませんでした。

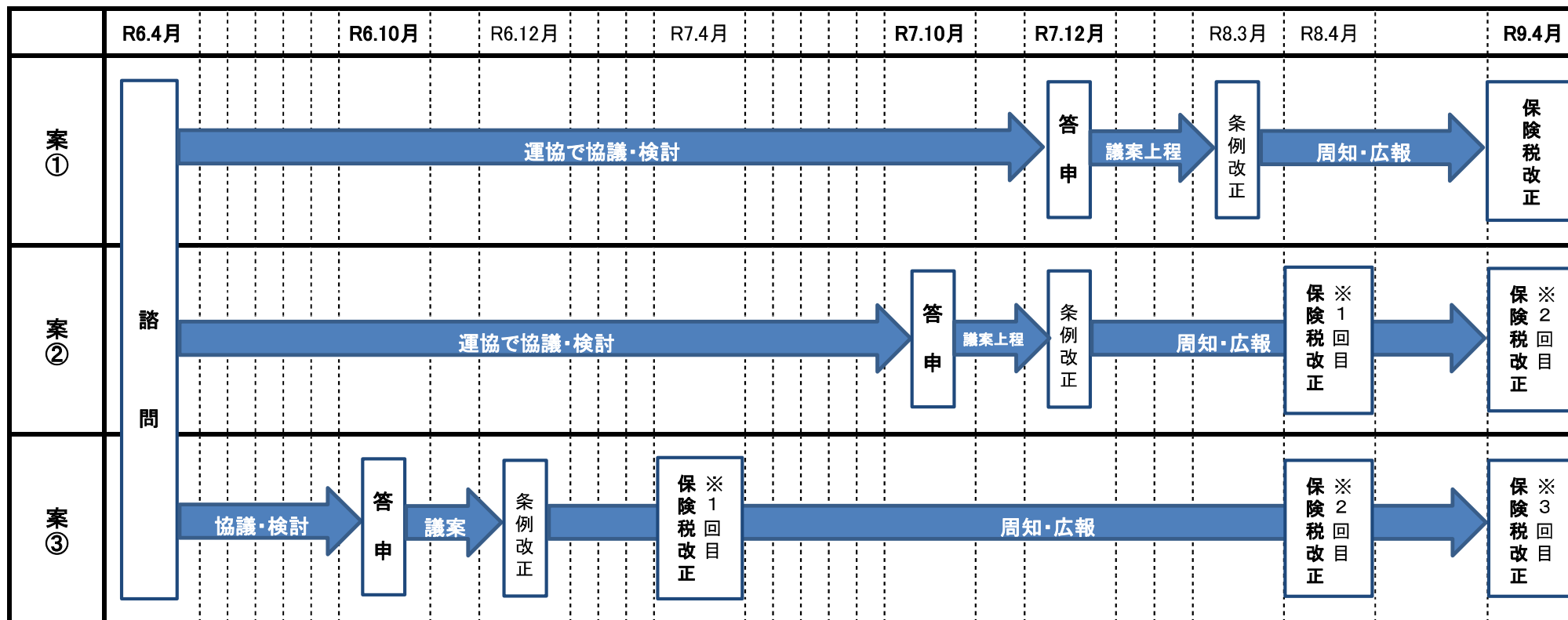
協議の結果、現行の保険税率による税収見込額から、国保事業費納付金を含む運営経費を賄うことができることがわかったため、当分の間、現行税率を維持すること、また、広域化後の決算状況が判明する平成31年度を目途に見直しを行うことが望ましいとの答申となりました。

3. 令和元年度(平成31年度)の見直しについて

令和元年第3回運営協議会（令和元年11月20日開催）にて、平成30年度の決算状況の報告があり、当時の保険課長より「本市の国保事業は法定外繰入を入れる赤字補填がなく健全に推移しているため、現時点での税率改正は必要ないと考えている。なお、2方式への検討は近いうちに始める必要がある。」との申し入れがあり、協議会で承諾されました。

そのため、本庄市の現行税率は、平成25年度から変更はありません。

保険税改正までのスケジュール案



本庄市保険税率比較表

区分		現行税率	R6市町村 標準税率	R6都道府県 標準税率	【参考】4方式 市町村標準税率
医療分	所得割	6.90%	7.26%	7.14%	8.12%
	資産割	20.00%			21.16%
	均等割	19,500円	43,054円	42,365円	20,423円
	平等割	16,000円			16,621円
支援分	所得割	2.90%	2.83%	2.85%	3.70%
	均等割	9,900円	16,372円	16,479円	11,056円
介護分	所得割	2.70%	2.33%	2.38%	3.22%
	均等割	12,400円	16,534円	16,890円	11,556円

令和6年度国保事業費納付金算定結果

確定納付金額		2,125,037,123円
内訳	医療分	1,405,912,487円
	支援分	538,103,882円
	介護分	181,020,754円